

ラオスにおける登録資本金の払込義務の厳格化について

2026 年 8 月 13 日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

2025 年 9 月に発出された「企業の登録資本金の払込みに関する大臣合意 (No. 2025)」(以下「合意」。2025 年 9 月 9 日発出、同年 10 月 23 日発効)により、ラオスにおいては、企業の登録資本金を企業登録後 1 年以内に全額払い込むことが明確にされました(詳細は[弊社ニューズレター](#)をご覧ください)。



その後、商工業省は、合意の内容をより厳格に運用するため、2026 年 6 月 8 日付で「登録資本金の払込追跡管理に関する指示書 (No.1243)」(以下「指示書」)を発出しました。

指示書は、企業登録当局による登録資本金の払込状況の追跡管理、企業による払込状況の報告、および当局による登録資本金承認レターの発行等について定めるものです。

本ニューズレターでは、指示書のうち、企業実務上重要となるポイントを中心に解説します。

2. 登録資本金の払込に対する追跡管理

指示書では、企業登録当局が、企業の登録資本金の払込状況について、以下のとおり追跡管理を行うこととされています。

(1) 新たに登録された会社

合意の発効日以降に新たに登録される会社については、企業登録当局が、企業登録日から 1 年間、登録資本金の払込状況を追跡管理します。

したがって、登録資本金の払込期限は、各会社の企業登録日から 1 年以内となります。

例えば、2025 年 11 月 23 日に企業登録を行った会社については、2026 年 11 月 23 日までに登録資本金の全額を払い込む必要があり、その期間中、企業登録当局による追跡管理の対象となります。

(2) 合意発効日より前に登録された既存の会社

合意の発効日前に登録された既存の会社については、合意の発効日である 2025 年 10 月 23 日から 1 年間の経過措置が設けられています。

そのため、これらの既存会社は、2026 年 10 月 23 日までに登録資本金の全額を払い込む必要があります。

(3) 減資・株主変更等の場合

登録資本金の減資又は株主等の変更を行う場合には、当該変更に係る企業登録書の発行日から起算して、残存する払込期限内に、登録資本金の全額を払い込むこととされています。

しかしながら、実務上、減資は減資手続の完了後に変更後の企業登録書が発行されるため、その発行日を起算点としつつ「残存する払込期限内」とする指示書の文言は、払込のタイミングと必ずしも整合しない面があります。この点の具体的な取扱いについては、企業登録当局への確認をお勧めいたします。

(4) 増資の場合

登録資本金を増額する場合には、増資に伴う企業登録情報の変更手続が完了した日から 1 年以内に、増資分の登録資本金を払い込む必要があります。

この場合、既存の登録資本金に係る払込期限とは別に、増資分について新たな払込期限が設定されることになります。

3. 登録資本金承認レターの発行

企業は、登録資本金の払込みを完了した場合、その旨を企業登録当局に報告する必要があります。企業登録当局は、当該報告および必要書類を受領した日から 3 日以内に、登録資本金の払込みを承認するレターを発行します。

企業が提出する必要書類には、株券の写し等が含まれます。特に、株主が外国籍の場合には、ラオス中央銀行が発行する資本金輸入証明書の写しが必要となります。

一方、会社登録後 1 年以内に登録資本金の払込みを完了していない会社に対しては、企業登録当局から、登録資本金の払込申請書を提出するよう通知がなされます。

通知を受けた会社は、登録資本金の払込期限が満了した日から 60 日以内に、当該申請書を提出する必要があります。

4. 登録資本金が未払込みの場合の措置

企業登録当局からの通知を受けたにもかかわらず、60 日以内に必要な対応を行わない会社については、企業登録書の使用が停止されます。

この措置を受けた会社は、調書に記録された日から 60 日以内に、以下のいずれかの対応を行う必要があります（合意第 16 条）。

- 未払込みの登録資本金を払い込む
- 企業登録情報の更新を申請する（減資、株主変更等）
- 会社を清算する

したがって、登録資本金の払込みが期限内に完了していない場合には、企業登録当局からの通知を受けた後も一定の対応期間が設けられていますが、その期間内に必要な手続きを行わなければ、企業登録書の使用停止という措置を受ける可能性があります。

5. 留意点

合意の発効前に登録された既存の会社で、登録資本金の全額払込みが完了していない会社については、2026 年 10 月 23 日までに登録資本金の払込みを完了する必要があります。

該当する会社は、現在の登録資本金の払込状況を早急に確認し、未払込みがある場合には、期限までに必要な対応を行うことをお勧めいたします。なお、全額の払込みが困難な場合には、減資等の企業登録情報の変更も選択肢となり得ます。

以 上

〈注記〉本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性があります。
 - ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当所は責任を負いません。
-

One Asia Lawyers は、日本のクライアントにシームレスで包括的な法的アドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。私たちは、ASEAN 各国の非常に複雑で膨大な法律に関するスペシャリストです。日本だけでなく ASEAN 各国にメンバーファームがあり、この地域全体でアクセスしやすく、効率的なサービスを提供しています。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



内野 里美 One Asia Lawyers Group ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。